情報通信審議会　情報通信政策部会　放送政策委員会（第４回）

議事録

1. 日時

令和８年10月６日（火）10：00～12：00

2. 開催方法

ＷＥＢ会議による開催

3. 出席者（敬称略）

（１）委員

宍戸主査、内山委員、柿沼委員、澁谷委員、

林委員、村上委員、柳川委員、山口委員

（２）広島県

西川デジタル基盤整備課長、

野村デジタル基盤整備課 情報システム人材育成担当監、

塚本デジタル基盤整備課 ＤＸシニアアソシエイト、

梶岡デジタル基盤整備課 情報主任

（３）埼玉県小鹿野町

森町長

（４）総務省

豊嶋情報流通行政局長、飯倉大臣官房審議官、

佐伯情報流通行政局総務課長、坂入同局放送政策課長、

中谷同局放送技術課長、佐藤同局放送業務課長、

植松同局放送施設整備促進課長、吉田同局情報通信作品振興課長、

後白同局放送政策課国際放送推進室長、西村同局放送政策課企画官、

佐藤同局放送技術課技術協力専門官、矢部同局配信サービス事業室長、

清尾同局放送業務課企画官、石原同局施設整備促進課企画官、

岡同局放送コンテンツ海外流通推進室長

4.議事要旨

（１）辺地共聴施設の現状について

事務局より、資料４－１に基づき、説明が行われた。

（２）辺地共聴施設についてのヒアリング

広島県及び埼玉県小鹿野町より、資料４－２及び４－３に基づき、説明が行われた。

（３）意見交換

各委員より以下のとおり発言があった。

【内山委員】

非常に淡泊な質問ではございますが、先ほどギャップフィラーというワードが出てきましたので、質問させていただきたく存じます。

本来アンテナメーカーに聞けばいい話かもしれませんが、やはり部品等の、あるいは施設の入手が難しくなってきているというコメントがありました。実際、ミニサテよりまた一段小さなハードウエアとして、今一体どういう状態なのかという点について、もし御存じであれば教えていただきたいというのが質問でございます。

また、2040年ぐらいまでの、ハードウエアに関するロードマップを引かなければ、政策としてはまずいのではないかというのが意見としてございます。

質問は、もしお分かりになる点があればお答えいただければと思います。よろしくお願いします。

【小鹿野町（森町長）】

今の御質問にお答えします。ギャップフィラーについては、特に技術的な、または設備的な問題はございません。ただ、過疎地域でございますので、組合世帯数が非常に激減しておりますので、その維持費用の負担というのが非常に大きな問題となってございます。

それから、自主共聴組合の施設の関係でございますけども、これについては機器の生産

が一部、日本国内では中止となっているということで、入手自体が困難となっております。それは非常に重要な機器の一部になっていますので、それが壊れてしまうと即座に放送が見られないという、危機的な状況に直面しているところでございます。

以上になります。

【林委員】

広島県と小鹿野町、それぞれに御質問いたします。

まず、広島県にお伺いします。御説明ありがとうございました。一点、地域情報についてお聞きしたいと思います。災害時などに住民の皆さんが必要とする地域の情報として、ＮＨＫの放送だけで十分とお考えでしょうか。それとも、県内の民放ローカル局の情報も重要だとお考えでしょうか。

平成30年の７月の豪雨のような大規模災害の際に、ローカル局の取材や放送が、住民の避難とか生活の再建に役立ったように思うのですが、その辺り、もし具体的な御経験などがあれば教えていただきたいと思います。

衛星などによる代替を検討する場合も、ローカル局の放送まで届けるかどうかで費用も制度設計も大きく変わってまいりますので、その辺りをお伺いしたいというのが広島県への質問です。

小鹿野町に対しては、先ほど町長から御説明ありましたように、高齢の方々にとってテレビが災害時の頼みであって、日々の暮らしの支えでもあるという中で、組合の皆さんが長年にわたって施設を守ってこられたこと、町としてもできる限り支援を重ねながら、限界に直面しておられる苦しい御事情を率直に話していただきまして、委員の１人として重く受け止めたところです。

その上で２点ほどお伺いしたいのですが、１点目は資料の４ページの、ブロードバンド代替のランニングコストの表があったと思うのですが、月額7,000円余りのうち大半は回線料金の5,500円から6,500円あたりで、テレビ視聴に係る部分というのは光ＴＶとかチューナーを合わせても2,000円弱ぐらいであると拝見しました。

つまり、既に光回線でインターネットを利用している世帯であれば、追加の負担は2,000円弱にとどまって、同じページにある現在の組合費の月1,000円程度との差はそれほど大きくないように見えました。

逆に言いますと、大きな負担になるのは回線をお持ちでない世帯ということになると思

うのですが、そこでお伺いしたいのは、３ページの５つの組合、こちら450世帯ぐらいあるかと思うのですけども、この世帯のうち既に光回線を利用しておられる世帯は、おおよそどの程度なのでしょうか。もし回線をお持ちでない世帯が、最後におまとめになった６ページのところ、御指摘の年金生活者などに多いとすれば、そうした世帯に対象を絞った支援も考えられるのではないかと思ったのですけれども、この辺り、町としてのお考えをお聞かせいただきたいというのが１点目です。

２点目は、６ページ目の最後の赤字の部分で、衛星を活用した地上デジタル放送の再送信を要望されておられますけれども、その場合も、先ほどの広島県への質問と同じような質問なのですが、ＮＨＫとか東京の放送局だけではなくて、例えばテレビ埼玉みたいな、県域の放送も届く必要があるとお考えでしょうか。その辺りもお聞かせいただければと思いました。

以上でございます。

【広島県（西川デジタル基盤整備課長）】

ありがとうございます。ＮＨＫだけでよいかと、一言でいうとそういった御質問かなと理解しました。

まず、防災の観点からしますと、これはきちんと調査したわけではないのですが、おっしゃるとおり、基本的にはＮＨＫ中心に見られている方が多いという印象でございます。もちろん、民放各社も見ることができればさらにいいということだと思いますけれども、まず防災という観点からしますと、ＮＨＫ中心かと思います。

一方で、よく耳にするのは、やはり高齢者としての楽しみは地上テレビ放送なのだというお話をいただいていまして、そういうお声は、民放もやっぱり見たいと。地元の情報等ありますので、そういうところが見たいという話かと受け止めております。

以上です。

【小鹿野町（森町長）】

ブロードバンド代替のランニングコストの関係でございますが、確かに今先生がおっしゃったように、光回線を契約している世帯であれば、光ＴＶとかそういった経費だけで済むということで、ある程度安価にコストは抑えられると思うのですが、小鹿野町も、全ての共聴組合の世帯に光の契約をしているかどうかの確認はしていないのですが、一部の組

合からの話ですと、３割ぐらいの世帯が光の契約をしているということになって、残り７割はしていないという状況になりますので、光による代替手段を利用する場合には、そういった経費負担が非常に重くのしかかるのではないかというふうに思っております。

それから、ＮＨＫ以外のローカル、民放の放送の受信の関係なのが、やっぱりＮＨＫが見られることが必要最低限度のことかと思うのですけれども、欲を言えばやはりローカルのテレビ局の放映も受信できれば、よりありがたいと感じているところでございます。

以上です。

【山口委員】

本日、辺地共聴の現状と２つの自治体からのヒアリングにつきまして、ありがとうございました。非常に厳しい状況にあることがよく分かりました。

私からはコメントと質問、それぞれ１つずつさせていただければと思いますが、まず、社会インフラとしての持続可能性の観点からのコメントになります。本日のお話にもあったとおり、もはや住民の自助努力だけで共聴施設を維持することは限界を迎えていると感じました。

放送を社会インフラとして維持していくためには、単発的な改修補助にとどまらず、負担軽減策や広域化によるスケールメリットの追求など、公的インフラとしてどう持続させるかという全体的な事業スキームの再設計が必要な段階だと感じたところです。

続いて、両自治体への質問になりますが、先ほどの林先生の御質問と重複するところもあるとは思うのですが、情報到達構造の変化を踏まえて一つお伺いしたいことがございます。

放送は社会インフラであり、社会的共通基盤としての価値や重要性が増していると思いますが、情報の到達構造は変化してきていると認識しています。諸外国、例えば欧州では、地上波の効率化や縮小、長期的には廃止を含む選択肢が議論されている国もあります。各国ともそれぞれ事情が異なりますが、災害や難視聴地域への到達確保のため、地上波だけではなく、先ほど来、話が出ている衛星との組合せを模索する例も見られています。

こうした海外動向は、日本の将来制度やインフラ設計の参考になると思いますが、先ほど小鹿野町からも一部コメントがございましたが、改めて衛星を活用することについて、例えば受信機を世帯が購入・設置したり、問題も多々あると思いますけれども、特に衛星について、もし今まで御検討されてきたこと等があればそれも含めて、どのようなお考え

か御見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

【広島県（西川デジタル基盤整備課長）】

衛星受信についてというお話だったと思いますけれども、具体的な検討等はしておりませんが、共聴施設自体を何か補助を入れて改修をしていくというのは、たとえ今回できたとしても、また２０年後となるとさらに厳しい状況というのは間違いないと考えておりまして、基本的には共聴施設自体を維持・改修していくのではなくて、戸別受信の形へ移行していくのが望ましいと考えております。

衛星となりますと、基本的には各家庭でアンテナを設置していただくことになるかと思いますが、そういったことに関しては、例えば、設置にあたり自治体で一時的な補助をすることも考えられますでしょうし、住民の負担につきましても、移行、ランニングという意味でもそれほどかからないものかと思いますので、私としましては衛星受信というのは有力な選択肢の一つではないかと思っております。

以上です。

【小鹿野町（森町長）】

代替手段の関係の衛星通信による地上デジタル放送の再送信については、非常に有効な手段であると私は理解しております。

その導入の経費等がどのぐらいかかるのか分かりませんけれども、もしそういうことが可能であれば、町としてもそういった投資、補助についても検討する余地があるのではないかという思いがしておりますので、地上デジタル放送の衛星波の再送信に非常に期待しているところでございます。

【村上委員】※宍戸主査代読

広島県、小鹿野町、両方への御質問です。多くの方がインターネットサービスを契約していないという理解でよろしいでしょうか。それから、幾らくらいまでなら負担増は可能かという調査はされていますか。

【広島県（西川デジタル基盤整備課長）】

県内500と言いましたけれども、全て調査しているわけではありません。今声をいただい

ている共聴組合などでは、高齢者が多く、ほとんどがインターネットサービスを契約していないという声をいただいております。

負担増につきましては、やはり現状の組合費ぐらいまでというようなお声をいただいているところです。こちらも、すみません、大規模な調査というのはしておりません。よろしくお願いします。

【小鹿野町（森町長）】

小鹿野町は、共聴組合の住民の方への光の導入の調査はしておりませんが、聞くところによると、先ほど話した約３割の方が加入している地域もあるということであります。ただ、７割の方がやはり、高齢者単身世帯などといった状況もあり、年金暮らし等で非常に厳しい状況であるということから、新たにインターネットを引くのはかなり厳しい状況ではないかと、経済的な面からも思うところでございます。

【宍戸主査】

改めまして、御質疑の中でも、辺地共聴施設に頼って、社会インフラである放送番組を受信、享受いただいている多くの方々がなおおられること、そして、その方々にとって放送番組が災害も含めた非常に大きな情報伝達、また娯楽の供給手段になっていること。こういう方々に、最後のセーフティネットとして依存されていること自体が、放送というメディアの持っている価値を言わば裏づけるものでもあるだろうと、伺いながら思ったところです。

他方で、実際に辺地共聴施設におられる住民の方々が、放送番組を視聴できる環境を維持することが、それぞれの世帯の状況においても、また地域的にも困難となりつつあり、また、その地域社会全体の人口縮小・高齢化等の状況の中で、課題の解決が差し迫った状況にあること、また、その議論の中で、これまで打たれてきた様々な施策支援の拡充と並んで、衛星による地上波の代替、番組の供給が非常に大きな課題になっていることを、私としても改めて認識したところです。

他方で、この種の施策を進めていくに当たって、当面喫緊の問題としてどうしていくかという議論はもちろんいろいろあるわけですけれども、日本全体が縮小していき、また資源の制約がある中で、国がどこまで財政支援が行えるか。免許・認定をもらっているのだから放送事業者が当然頑張るべきだとかいうわけには、当然いかないのでありまして、そ

うなってみますと、内山委員が冒頭おっしゃっていただいたことに関わると思うのですけれども、短期の問題を解決するために、みんなで頑張ってやっていく、それぞれのステークホルダーが協力・支援をしてやっていくことが持続可能であるためには、ある種の中期的あるいは長期的な見通しを持って、ある種のロードマップを考えて、そこから逆算したときに今当面やらなければいけない手当としてこれがある、ということを準備する。

意見交換の冒頭で、短期でどうすべきかということを私から投げかけさせていただきましたけれども、その短期の問題を考える上でも、放送の、あるいは放送を社会インフラとする社会についての見通しがあって、これを議論することが必要だろう。しかし、繰り返しになりますが、それは悠長にやるということではなくて、急いでやらなければいけない課題である。その中で、現に今問題となっている辺地共聴施設の問題の解決を図っていかなければいけない、この委員会としてもしっかり議論していかなければいけないと受け止めたところです。

【植松放送施設整備促進課長】

今、宍戸主査からご指摘いただいた、長期的な視点を持ちつつ短期的な課題にも取り組んでいくべきという視点については、我々が今後検討する上でも、そういった観点を持ちつつ考えていければと思っているところでございます。ありがとうございます。

また、内山委員から冒頭御質問があった、ギャップフィラー等の共聴施設の部品が入手困難な状況になっているのではないかということについてですけれども、詳細な状況を完全に把握できているわけではないのですが、多くの共聴組合が、現在はまだ同軸の設備を利用している中で、同軸に係る機器類は、受注生産がほとんどとなっていることから、一般的にすぐ入手できるかというと、現状では難しいところがあるのではないかと考えております。

光化等をしていけば､解消される部分もあるかと思うのですが､冒頭御説明したとおり、まだまだ同軸の共聴組合が多いという現状の中で、部品調達といった面においても困難を抱えている組合が多いのではないかと認識しております。以上となります。

（４）日本放送協会・民放キー局の主査ヒアリング結果概要について

事務局より、資料４－４に基づき、説明が行われた。

（５）検討課題のふるい分け（案）及び今後のスケジュールについて

事務局より、資料４－５に基づき、説明が行われた。

（６）意見交換

各委員より以下のとおり発言があった。

【内山委員】

資料４－４、４－５に関して反対意見等はございません。

資料４－５の３ページ目のところで、視聴データとプロミネンスの話が出てきていると思います。この問題は密接に関連していると思いまして、基底にあるのは何かというと、やはり日本のアイデンティティというものを日本の手で守るという話であると思います。もちろん、外資とか外国勢を排除するという話ではないです。それだけは全否定しておきます。そうではなくて、あくまで日本のアイデンティティを守りましょうというところ。視聴データの話は、視聴者あるいは日本のデータを自分たちで守るという意味でデジタル主権の話かと思いますし、プロミネンスは（需要サイドではなくて）供給サイドの日本の主権の問題ということで、もともと放送法には４条と外資規制がありますから、それを基底に、まずはその考え方を明確にすべきではないかというのは前回７月の時も申し上げたとおりです。

目先に来ている危機感は何かというと、ＡＩ組み込みテレビＯＳ、コネクテッドＴＶのテレビＯＳの進化を考えたときに、急がないとこの後もう機会をなくす可能性は非常に高いと思っていますので、急いでやるべきではないかという思いはございます。

それから４ページ目で、価値というのは強く標榜されるのですが、これはもう少し咀嚼したほうが良いと思っておりまして、定型文になりつつありますけれど、よく「取材・編集に裏打ちされた信頼性の高い情報」と言いますが、もちろん、その精神性はものすごく重要だと思いますし、これも否定する話ではないです。しかし、はっきり言ってそれらは測ることはできませんよね。

これは供給サイドの一方的な都合なので、経済学の人間とすれば需要サイドの目線も足したほうがいいのではないかと思っています。

価値財という考え方があって、需要サイドの目線でいうならば、視聴の前と後で大きくプラス側に評価が変化するというのが価値財の大きな特徴です。ただし、事後というのが

ポイントで、見た直後ということに限らなくても、それを一旦忘れた何十年後とかに、あの時見ておいてよかったな、知っておいてよかったなと思えるもの、これが価値財の定義ということであります。

見てよかったとか知ってよかったとか、録画しておけばよかったという行動につながると思いますが、それ以上に、超長期的に、あの時にしっかり見ておけばよかったとか、もう一度見たいとか、アーカイブ的な意味を持つというのが多分価値財の定義になってくるので、そういう需要サイド、国民目線の解釈というのももう少し足しておいたほうがいいのではないかと思った次第でございます。

【林委員】

資料４－４と４－５を拝見してコメントを申し上げたいのですが、本日、広島県と小鹿野町から辺地共聴施設の厳しい事情を伺って、特に小鹿野町からは、代替手段に移ると負担も増えて視聴できなくなる世帯が出るという切実な訴えがありました。

この問題は放送事業者としてどう受け止めるかというのが問われるではないかと今日改めて思ったところでありまして、資料４－４の２ページ目を拝見しますと、放送事業者御自身が、放送は無料で広く届けるユニバーサルサービスの役割を果たしてきたと。世帯数が少ない地域にもあまねく無料あるいは安価で届けることが放送の価値だと述べておられます。

そうであればＮＨＫだけでなく、努力義務がかかっている民放各局にもこういうあまねく情報を届ける重要な責務があるわけでございまして、同じ資料の４ページ目では、一部の中継局について衛星による代替も含めたネットワーク維持を求める御意見が見えます。

こうした効率化を検討するのであれば、併せて、今日まさに議題になった辺地共聴施設の視聴者を含めて、視聴者への到達というものをどう確保するかというのを、放送事業者としてお示しいただく必要があるのではないかというふうに思います。

そこで、今後ＮＨＫと民放各社にぜひ伺いたいことがございまして、またヒアリングの機会があろうかと思いますので、本日お話にあったように、まさに辺地共聴施設のような形で放送を視聴している地域の視聴者に対して、系列局を含むテレビネットワークで、どういう形で放送を届けていこうというお考えなのか。これは放送事業者が自ら掲げる「あまねく」という価値の根幹に関わるところですので、ぜひ放送事業者からもお伺いしたいと思っていますので、事務局にはお取り計らいをいただければと思いました。

もう１点ございまして、資料４－５の３ページのところで、今後の放送サービス・産業の在り方として、地域情報の発信を担うローカル局を含めた系列ネットワーク全体に対するキー局の役割。これはキー局、すなわち認定放送持株会社の役割というふうに、括弧でありますけれども、その役割が挙げられています。

これは４ページにもございますように、まさに今後の課題になっている、放送をネット配信とか、あるいはクラウドというものと併せて柔軟に組み合わせていくという方向であれば、何をもって放送事業と捉えるのか、あるいは放送資産と捉えるのかというのも変わってくるはずですので、今の認定放送持株会社制度の諸要件というのがそうした実態と整合しているのかというのも、今後検討していただく必要があるのではないかと感じたところでございます。

以上でございます。

【宍戸主査】

今、林委員がおっしゃったことのうち、辺地共聴施設を含む放送事業者によるカバーの問題でありますとか、あるいは、民放キー局が認定持株会社の制度について、こういう役割に見合うのだったらこういう改善をしてほしいといった御希望があるのか、あるいはどういうビジョンを持たれているかについては、しかるべく御意見を伺う機会を何らかの形で設けたいと、私も思います。

【後白放送政策課室長】

まず、内山委員におっしゃっていただいた、需要サイドの目線を入れるべきなのではないかという点につきましては、今後また主査ヒアリングとして視聴者へのヒアリングを予定してございますので、ぜひそういった機会も活用できればと感じました。

また、林委員からの御指摘でございますけれども、放送事業者の考え方の聴取につきまして、どういった方法が考えられるのかにつきましては、主査とも相談しながら検討してまいりたいと思います。

また、認定放送持株会社の件で、放送資産という話がございましたので、今の法律上の要件について少し説明をしたいと思います。

今、認定放送持株会社は放送事業の管理を行うというところが主の目的でありますことから、放送資産要件ということが放送法上設けられております。ざっと概略だけ申し上げ

ますと、例外は一部あるのですが、分母に総資産を置きまして、分子に放送関連の資産を置きます。その割合が常に５０％を超えていることというのが、この放送資産割合の要件になってございます。

その資産の見直しというお話もありましたけれども、現状、分子にありますのは、あくまで放送関連の資産が分子として計上されている、これが現状ということでございます。

以上でございます。

【内山委員】

ＥＵがＡＶＭＳＤの2018改正で非常に悩んだことがプロミネンスだったのですけれども、そのプロミネンスの対象は一体何なのかというところが非常に悩みでした。

理論的にいうならば、番組単位で考えるべきなんです。でも実務レベルでいうならば、番組単位でプロミネンスをやったら絶対に施行不可能なので、結果的に局あるいは事業者という単位で収めているというのが、理想と現実のギャップとしてはあると思います。

今後、どうしてもこれから考えなければいけないことの一つとして、外資の配信プレーヤーの人たちの存在感というのを、こうした映像サービスという中で考えざるを得ない。

一方で、狭い意味での日本の放送の枠組みの中でも、キー局があり、それから各ローカル局があり、あるいはケーブルがあり衛星がありという形で、いろんな意味で、実際彼らが捕まえられる、今の放送の言葉で言うと「リーチ」となると思いますけど、そのリーチの範囲は随分違っているということはあると思います。

今後恐らく、放送の位置付けを考えるときに、従来、基幹放送という形でくくってきた枠組みというのも、もしかしたら制度疲労を起こすかもしれないといったところもありえます。そこですぐに政策に生かすという話ではなく、あくまで一回どこかで思考実験はしたほうがいいのではないかという気はします。

例えばキー局、つまり、アメリカでいうとネットワーク機能を持っているところと純然たる放送局というところに差分がありますが、ああいった思想というのも含めて何か考えたほうがいいのではないか。あるいは、イギリスのオフコムが考えているように、ティア１、ティア２みたいな形で（その場合、Ｎｅｔｆｌｉｘ、Ａｍａｚｏｎはティア２であるという形で）もう指名をかけてしまうというのもあるかというところで、そういう思考実験をどこかでやったほうがいいのではないかという思いがございます。

【村上委員】

２点お話をさせていただければと思います。

１点目が、「民放キー局が地域情報発信を行うローカル局を含めた放送全体の発展に貢献」というところなのですが、放送と配信のハイブリッドで放送価値の最大化を図るという大きな枠組みの変革で、例えばキー局の統合テレビマスター化や認定放送持株会社の流れというのは、同時配信を行ったり衛星代替などを考えたりする際には、効率化が見込めるので期待したいという思いがある一方で、キー局による中央集権的な合理化や効率化が主眼になり過ぎると、ローカル局の地域メディアサービスの拡大や、地域主導による再編・統合の動きを妨げることにもなりかねないのではないかという懸念があると感じています。

なので、ハードのインフラの部分と合わせて、キー局にはぜひ、ローカル局の地域メディア機能の維持や、地域における役割の再整備のために何をなし得るのかという観点での貢献も期待したいですし、中央集権化の懸念に対してどういうふうに進めていこうとしているのかということに関しても、いろいろと学ばせていただきたいと思っています。

２点目が、放送波と配信のハイブリッドで視聴機会の最大化をしていく、ということについてですけれども、これはもっともであると思いつつも、ずっとこの１０年ぐらい同じ議論をしている気がしております。「リーチの確保」、要するに視聴者に届けるということと、「効率性・設備のコスト負担」の２つの点を、短期・中長期でどう考えるのかということをきちんと整理をした上で議論をしていかないと、また同じような議論になってしまうのではないかと懸念しています。

リーチ確保の喫緊の課題としては、今日のお話にもあったように辺地共聴の利用者、これは先ほどのプレゼンテーションにもありましたが、総合編成のテレビをほぼ唯一の娯楽・情報の入手手段としている方々への対応と、テレビから完全に離れてしまった人たち、総合編成から遠のいて、放送による信頼できる多様な情報・コンテンツがもはや届けられなくなってしまった人たちへの対応があります。実はこの両者は真逆の人たちなんですよね。この真逆の人たちに対してどう対応するのか。

後者のテレビ離れの人たちに対しては、同時配信を仮にやったとしても、天気・災害、ニュース以外はなかなか見てもらえないので、民放にとってはビジネスにならないということで、同時配信実施に動機はないということが、これまでの流れだったのではないかと思います。

ただ、これは短期的なことで、中長期的なことと併せて考えていくと必ずしもそうでは

ないのではないかと思っています。中長期的な効率性、特に放送設備の効率性ということですけれども、親局や大規模局の維持だけであれば放送局の負担は少なく、非常に効率的に一斉同報を行い続けられると思います。

ただ、そうすると地域によっては、民放のあまねく努力義務の問題もありますし、ＮＨＫはそもそも努力義務ではなくて義務であるという問題があります。放送波維持の議論をしている一方で、放送が届く効率的なところもそうでないところも、全域でユーザーのネットサービスへのシフトが進んでいきます。そういう中で、中長期的に本当に放送波の維持、つまり、技術的には一斉同報、サービス的には総合編成というものが本当にどこまで必要なのかという、本質的な議論をしたほうがいいのではないかと思っています。

また、視聴者が減少してくることに伴って、放送用の周波数の有効利用の問題も問われてこないとも限らないと思います。なので、放送波での伝送路の価値が仮に低下しても、もしくはユーザーからの視聴が少なくても、「一斉同報による総合編成」が放送の価値・役割に不可欠なのか、フラッグシップとして維持すべきなのか、この辺の腹づもりを決めないと、議論が始まらないのではないでしょうか。もし一斉同報による総合編成が不可欠な場合、やはり同時配信は必要であり、同時配信を行うとしてもＢＢ代替とＩＰユニキャストの２つの選択肢があると思います。

そうなると、短期的に民放は、同時配信はリーチという観点でいうとビジネスにならないのですが、中長期的に考えたときには、放送のアイデンティティ「一斉同報・総合編成」実現のために同時配信が必要になってくるのではないかと。その時に、ＮＨＫと違って民放は経済合理性を超える理屈が必要で、民放はやはり権利処理が大変でお金がかかるとか、制度改正を求めていると。これは「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」から議論がありましたけれども、民放の配信領域においてもＮＨＫの受信料で何らかの負担をしていく枠組みが考えられるのか、それとも、民放のあまねく努力義務の縮退ということも考えられるのか、中長期的にこうした論点を提示して精緻な議論をしていかないと、やはり議論の出口がないのではないかと思いました。

【林委員】

先ほど宍戸主査及び事務局におかれまして、あまねく放送を届けるという責務をどう考えるのかについて、放送事業者に改めて聞く機会を御検討いただけるということで、大変感謝申し上げております。

また、認定放送持株会社の件につきまして、先ほど事務局より詳細な現行法の制度の御説明をいただきまして、これもおかげさまで頭が整理できました。

私が思いますに、本来認定放送持株会社というのは、放送を取り巻く環境の変化に対応するため、ネット配信であるとかコンテンツの海外展開であるとか、あるいはインフラの高度化みたいな形で、放送業務に密接に関連する業務にグループ経営として積極的に投資を行うためのある種のスキームというか、そういう仕組みだと思っていますので、その趣旨を生かすためにも、先ほど御説明いただいたいろいろな要件の検討も含めて、この制度自体をある意味デジタル時代にふさわしい形にアップデートしていく必要があるのではないかと思いましたので、発言させていただいた次第です。また今後、議論させていただければと思います。どうもありがとうございます。

【宍戸主査】

少しだけ私も申し上げますと、今、村上委員がおっしゃったことは、私もデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会において放送概念の見直しがあり得るのかも含めて問題提起をさせていただいたことと、表裏を成すものであると思います。

あるべき論の部分と、それから現状の放送事業者の方々が、視聴者の知る権利あるいは情報ニーズを実際に満たしてこられた、その事業者の方々の現状と課題の両面がある。この放送政策委員会においては放送産業の今後を見据えた制度を議論していくということですので、やはりその両面を見据えながら、今後この放送の価値・役割の部分を言わば起点として、各論的なところについて議論していくことが必要になってくるのではないかと思います。

その際に、放送内部において、キー局とローカル局の関係、それから公共放送であるＮＨＫと民間放送の関係の整理についても、当然これも事業者の皆様の御意見、これまでヒアリングで伺ってきたこと、それから今後伺うことも踏まえながら、議論をしていく必要があるだろうと思っております。

それから何よりも視聴者です。今まで何となく、みんながテレビを持ち、みんながテレビを見たり見なかったりするという視聴者像を、放送制度において念頭に置いてきたわけですけれども、実際には視聴者と言ったときに非常に多様な方々がおられ、それから、もう視聴者層ではなくなってしまった方、あるいはもしかすると戻ってこられる方、あるいは視聴者層の中でも非常に多くを放送に依存されている方、そうでない方が、いろんな形

でおられる。

こういった中で、事業者も視聴者も多様化し、伝送路も多様化していく中で、放送概念のコアの部分、あるいは放送が供給し、今回の事務局が提出した資料でいうと「国民・視聴者によって享受される価値」のコアの部分はどういうところにあるのか。それ以外の広がりの部分、まさに事業者の方々が創意工夫で、場合によっては競争し、場合によっては協調しながら進めていかれる部分はどこなのだろうか。

その全体を見据えた上で、どこまでが共通の基盤として、例えばハードの部分で一生懸命やっていかなければいけないとか、制度でどこまでを担保しなければいけないといった議論をできるように、今後さらに主査ヒアリングを重ねつつ、論点の整理、議論の深掘りを図っていければと思っております。

そうした中でプロミネンスの問題も見えてくるだろうと思いますし、また、視聴データの取扱いについては、放送界の中でこの間、取組もさらに積み重ねられてきていると思いますけれども､そういった取組も踏まえて御議論をさせていただきたいと思っております。

（７）閉会

事務局より、今後のスケジュールとして、10月21日に新潟放送及び視聴者への主査ヒアリング、11月４日に第５回放送政策委員会及び鹿児島テレビへの主査ヒアリングを予定している旨、連絡があった。